

水産業・漁村の有する多面的機能の  
発揮に関する技術検討会

報告書

## 目次

	ページ
1. 本検討会の目的	・・・ 1
2. 検討内容	・・・ 2
3. 現在、水産業・漁村がおかれている現状	・・・ 3
4. 多面的機能にかかわる施策のあり方	・・・ 5
表4-1 取りまとめた整理表 (水産業・漁村の多面的機能の発揮に必要な支援内容)	・・・ 7
5. まとめ	・・・ 18

### 参考資料

- ①検討会委員名簿
- ②第1回検討会議事録
- ③第2回検討会議事録
- ④第3回検討会議事録

### 添付資料

- 現在の漁村の現状について（出典：水産白書）第1回検討会資料（資料2）
- 水産業・漁村の多面的機能とは 第1回検討会資料（資料3）
- 水産業・漁村の持つ多面的な機能 第2回検討会資料（資料1-2）  
2004年に出された三菱総合研究所による試算の表に対応させてみたポンチ絵
- 水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に資する活動事例 第3回検討会資料  
（資料3）

## 1. 本検討会の目的

水産基本法及び水産基本計画においては、水産業・漁村の持つ多面的機能について、次のように規程されている。

### ①（水産基本法（第32条））

国は、水産業及び漁村が国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるとともに、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、必要な施策を講じるものとする。

### ②水産基本計画（平成24年3月23日閣議決定）

#### 第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 7 安全で活力ある漁村づくり

##### （3）地域資源の活用と水産業・漁村の有する多面的機能の発揮

##### ウ 多面的機能の発揮の促進

水揚げによる陸から海への物質循環の補完、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健保養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、関係府省等が連携して総合的に支援する。

そのため、多面的機能の発揮の促進が必要であるが、我が国においては、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村が持つ多面的機能である

- ①国境監視や海難救助などの国民生命・財産の保全
- ②藻場・干潟等の保全、海洋汚染防止対策など地球環境保全
- ③体験学習、海洋性レクリエーションなど交流の場の形成

などが現状では十分に発揮されていない。

多面的機能の効果は、漁業者だけでなく、広く地域住民、都市住民など国民全体に及ぶものだが、漁業者の減少や漁村の衰退などによって、その効果が国民全体に発揮できなくなっている深刻な現状を国民全体に認識もらう必要がある。

以上のことを考慮し、水産業・漁村の多面的機能の発揮のため必要な施策を講じる上で必要な事項について、各分野における専門家からなる検討会により検討を行い、提言することとした。

検討を行うにあたり、考慮すべき点が多くあるが、

- ① 多面的機能を政策化していく場合、本来的機能である水産業活動をまず強化

してから行うという考えがあるものの、現在の日本の水産業・漁村の衰退の速度や程度は、本来的機能の強化を待てない事態になっているという状況。

- ② 国においては水産業における各政策を講じてきているが、それら施策の多くは漁業を振興するためのものであり、多面的機能を発揮するための施策は、離島漁業再生支援交付金、環境・生態系保全対策等という施策に限られてしまっているという状況。

これらの状況を考慮すると、多面的機能の効率的効果的な発揮が見込めないばかりか、多面的機能の発揮の低下が地域社会の衰退をもたらし、地域資源の劣化を進めてしまうという危惧がある。

水産業・漁村に関する施策は、本来的機能と多面的機能の両側面からより充実させたものにしなければならない。環境や生態系の影響を受けやすい水産業は、漁村社会の活性化によって、その振興が図れる場合もある。

これらを踏まえ、我が国のすべての漁村地域で、地域住民が一体となり多面的機能の発揮のために取り組む事が出来る施策の体系化が必要ではないか、そのためにはどのような枠組みを準備するか検討を行った。

## 2. 検討内容

検討会では次の3つの項目について検討を行った。

- ① 水産業・漁村における多面的機能の確認
- ② 多面的機能の発揮による水産業の再生への効果の確認
- ③ 多面的機能のより一層の発揮のための国の支援措置等の確認

以後検討会の具体的な内容について記述する。

日本学術会議の答申書にも記述があるように、多面的機能の定量的な評価の仕方については難しいということから、今回の3回の検討会では、多面的な機能の発揮に必要な支援内容等について集中的に検討することとする。

次に、水産業・漁村の多面的機能を項目ごとに分類し、課題、緊急度、支援の必要性等につき、現況に則して検討を行い、項目毎にまとめた。

まとめ方としては、数ある多面的機能において、例えば、海難発生時の救助などは、海上保安庁のみならず、漁業者も相当に関与しているという実態があり、漁業者は海難が発生すれば、自身の漁を後回しにして救助に当たっているとも聞く。これらの活動は決して漁業者の利益のために行っているのではなく、広く国民のためにおこなっているものであり、漁業者に引き続きこれらの活動に関与してもらうために、ボランティアだけでいいものなのか、もっと、国が関与して何

をすべきかということや、環境保全のためにはどのようなことにてこ入れをすればその効果が一層発揮できるかなど、それぞれの立場から検討を行った。

### 3. 現在、我が国の水産業・漁村がおかれている現状

検討を行うにあたっては、我が国の水産業・漁村がおかれている現状を各委員に提示し、共通認識の下で議論をいただくことが肝要であることから、以下の水産業・漁村の現状に関する資料を事務局で整理した。

#### 1) 漁業者の高齢化の進行

平成12年における我が国の高齢化率は、総務省の「国勢調査」によると17.3%であり、漁港背後集落の高齢化率は水産庁調べで25.3%であった。10年後の平成22年においては、我が国の高齢化率は同調査において23.3%、漁港背後集落の高齢化率は同調べにおいて32.5%となっており、常に我が国における高齢化率と比較して漁港背後集落の高齢化率が高い状況で推移している状況がある。

#### 2) 漁村人口の減少等

漁港背後集落の人口の推移は、水産庁調べによると、平成12年が約268万人（要確認）であったものが、平成22年においては、約234万人と10年間で約13%減少しているという結果であった。

また、漁港背後集落の集落人口は、同調べによると、100人未満の集落が全体の42.5%（東日本大震災の影響により岩手県、宮城県、福島県の3県を除く）と最も高く、100人以上500人未満の漁家率が22.4%と、500人未満の漁港背後集落が全体の約65%を占めているという状況である。また、漁家率の高い集落の人口減少（漁家率80%で平成13年と平成23年を比較して約30%の減少）割合が漁家率の低い集落（漁家率20%未満では平成13年と平成2年を比較して約5%の減少）と比較して、高くなっている状況である。

#### 3) 水産資源の減少

漁業・養殖業の生産量・生産額の推移によると、内水面、養殖業、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業を合わせた生産量のピークは昭和59年（1984年）の1,282万トンであったが、平成22年（2010年）の生産量は531万トンにまで減少しており、比率でピーク時の41.4%となっており、それに伴う生産額については、昭和57年（1982年）の2兆9,772億円をピークとして、平成22年（2010年）においては、1兆4,826億円とピーク時の49.8%となっている。

これらは様々な要因によって推移しているが、概ね次の通りである。

- ① 遠洋漁業：昭和50年代から米国・旧ソ連等各国で排他的経済水域が設定されたことにより、これらの漁場からの撤退が相次いだこと等から生産量が急減、平成に入ってから資源状況の悪化や国際的な漁業規制の強化に伴い減少傾向が継続

- ② 沖合漁業：昭和40年代以降、マイワシ等の資源増大に支えられ生産量が急増したが、マイワシの資源量が低下したことに伴い、沖合漁業の生産量は激減、平成14年(2002年)以降は年による変動は大きいものの、沖合漁業の生産量は横ばい傾向で推移
- ③ 沿岸漁業：遠洋漁業・沖合漁業に比べ生産量は安定的な推移であるものの、昭和60年(1985年)前後では220万トンを上回る水準であったが、その後漁場環境の悪化や資源状況の低迷等によって減少傾向となっている。
- ④ 海面養殖業：マダイやヒラメの人工種苗生産等の技術開発・普及により着実に発展を続け、海面養殖業の生産量は昭和63年(1988年)には133万トン記録、その後は横ばいから緩やかな減少傾向。
- ⑤ 内水面漁業・養殖業：昭和54年(1979年)の23万トンピークに、環境の悪化、外来魚やカワウによる被害等により減少が続いている。

#### 4) 魚価安

「水産の動向」(水産庁作成)によると、主要品目別産地価格の推移は、魚種やその姿(生鮮か冷凍か)によって価格の推移が異なるものの、沿岸漁業で漁獲の対象となる「まいわし」「うるめいわし」「かたくちいわし」「まあじ」「むろあじ」「さば類」などを、現在の魚価と平成13年当時の魚価を比較すると以下のとおりである。

「まいわし」	・平成13年 87円/kg、平成23年 49円/kg	(23/13比▲43.7%)
「うるめいわし」	・平成13年 139円/kg、平成23年 52円/kg	(23/13比▲62.6%)
「かたくちいわし」	・平成13年 50円/kg、平成23年 43円/kg	(23/13比▲14%)
「まあじ」	・平成13年 208円/kg、平成23年 167円/kg	(23/13比▲19.8%)
「むろあじ」	・平成13年 107円/kg、平成23年 100円/kg	(23/13比▲6.6%)
「さば類」	・平成13年 91円/kg、平成23年 90円/kg	(23/13比▲1.1%)

上記のとおり、同じ魚を漁獲しても従前と比較し、魚価が安い状況となっている。

#### 5) 漁労所得の減少

漁業用生産資材価格の高騰(日本銀行「物価指数年報」及び「物価指数月報」)にり、漁業用の生産資材である燃料(A重油)、漁網、ロープ、塗料などの価格指数が上昇していると報告がある。平成17年を100とした場合、平

成24年3月時点で、国内企業物価指数は105.3であったところ、A重油は168.8、漁網114.1、ロープ139.7、塗料118.6と国内企業の物価指数を大きく超えた価格となっていることが伺える。

これらを受けて、沿岸漁船漁家の漁業経営状況は、農林水産省「漁業経営調査報告」に基づいた水産庁で作成した資料を平成17年と平成22年で比してみると、

○平成17年漁労収入4,908千円、漁労支出2,766千円(100)うち、雇用労賃335千円(12.1)、漁船・漁具費449千円(16.2)、油費482千円(17.4)、販売手数料290千円(10.5)、減価償却費458千円(16.6)、その他751千円(27.1)、漁労所得2,143千円

○平成22年漁労収入5,868千円、漁労支出3,802千円(100)うち、雇用労賃469千円(12.3)、漁船・漁具費292千円(7.7)、修繕費292千円(7.4)油費673千円(17.7)、販売手数料360千円(9.5)、減価償却費660千円(17.4)、その他1,063千円(28.0)、漁労所得2,066千円

と漁労収入は増加しているものの、それに伴い雇用労賃、油費、減価償却費などが増加している。そのため漁労所得は減少している状況にある。

これらのことから、高齢化や漁業を取り巻く環境の変化等により、水産業、漁村を取り巻く厳しい状況と、このような状況下にあっては、水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮に支障を来しているということが懸念される。

#### 4. 多面的機能にかかわる施策のあり方

これまでは、多面的機能に関する施策として、離島漁業再生支援交付金と、環境・生態系保全対策が行われてきた。

離島漁業再生交付金では、離島の漁業振興を中心に、多面的機能に関する諸活動も含まれており、成果をあげている。特に国民の生命・財産の保全に関しては多大な貢献をしているが、離島という地域限定があるため、施策としての地域的な広がりにかけている。

環境・生態系保全では、藻場・干潟等の保全・修復を通じて、生態系を保全する機能を強化している一方で、環境生態系を保全する以外にも水産業・漁村社会の役割は多彩であることから、すべてをカバーしきれていないという状況にある。

この2つの施策の成果を踏まえつつ、多面的機能に関する活動に、今後どのように広がりを持たせながら継続するのかという点での検討が必要である。多面的機能を地域資源のひとつととらえ、水産業・漁村社会の活性化に取り組む活動は全国に広がりつつあるものの、この2つではそれに応える施策として不十分だと

というのが認識ではないか。

そこで、現在の施策である、条件不利地域の振興、国民の生命・財産の保全の機能を果たす離島漁業再生支援交付金の制度はそのまま生かしつつ、離島に限らず、我が国のすべての漁村、地域が多面的機能の発揮のために取り組む事が出来る施策の体系化が必要ではないか、そのためにはどのような枠組みを準備する必要があるか、という課題を検討した。また、環境生態系保全活動の成果をいっそう広げるには、どのような新たな施策が必要かも検討課題に掲げた。

検討は、日本学術会議の答申書にある項目をベースに各委員の知見を踏まえ、多面的機能にかかわる項目を洗い出すことから始め、議論を積み重ねた。それを取りまとめたものが「表4-1」である。

表は、多面的機能にかかわる事項を左側に、項目毎に現況を記載し、次に、緊急性を要する事項、中長期的に対応する事項という欄を、右側には支援が必要と思われる事項というように取りまとめている。

まず、項目については、それぞれ、多面的機能にかかる事項を列記し、現状がどうなっているかを整理した。それらを踏まえ、緊急性を要する事項か、すでに何らかの施策が行われている、もしくは、何かと一緒にやる事でその機能が発揮すると考えられるかを検討した。緊急性の優先順位は地域によって異なり、ここで示している◎と○はあくまで目安である。（なお、◎と○の違いはあくまで緊急性の目安であり、重要性のレベルの違いではないことに留意。）一番右側には、これら多面的機能を発揮するためには、どのような公的な機関の支援が必要かということに記載している。



水産業・漁村の多面的機能の発揮に必要な支援内容

大項目	中項目	小項目	現況(地域によって取組状況に相違があるもの、概ね以下のとおり)	緊急性を要する事項 ◎中期・長期的に対応する事項 ○	公的な機関の支援が必要と思われる事項 (活動をを行う者、組織に対する支援)	
1 国民の生命・財産の保全	水産業・漁村の多面的機能	国境としての海域を監視する機能	海上・海上保安庁の巡視船組による巡視 ・漁業者が漁業の傍ら、不審船舶、不審物の情報を提供 ・船舶用船、レジャーボートなどからの情報提供 ・地元住民が居住することによる国境監視の目 等が行われている。	◎	・訓練を行う際の費用への支援 ・通報を行う無線機器類を整備する際の支援 ・監視活動への支援	
		海運救助機能	・救助活動が以下の仕組みによって全国で実施されている。 ①水産救済会(全国125か所の救助所)を通じて行われる救助活動 ②漁業者による救助活動	○	注) 全国的な体制整備が図られている。	
	沿岸域社会の防災・減災機能	間接救助機能(救助までの体制)	すべての地域で支援体制、装備が十分整備されていない。	◎	・訓練を行う際の費用への支援 ・通報を行う無線機器類を整備する際の支援 ・救助のための備品を整備する際の支援	
		各種自然災害から住民、財産を守る機能	・漁村に人が居住することで避難路や避難場所が確保 ・避難のための業者支援 ・漁船基地や寄屋、漁港等を活用した避難指示や情報収集システム・場所の確保 ・避難のための施設設置 ・避難所の設置 が一都自治体等にて行われているもの、すべてを満足しているものではない。	◎	・避難場所、避難路の設置への支援 注) 一部地域において公的な支援が行われている。	
	船舶的海洋利益の確保	水産資源、海底資源を確保する機能	・漁業者が無人島などの領海、200海里水域で行う魚類採捕、養殖、藻場形成、観光漁業などの水産活動により我が国の水産資源、海底資源などの海洋利益確保が図られている。	◎	・漁業者の漁業活動への利益確保に資した財政的支援 ・観光用漁船の運送補助、旅客誘致支援活動など ・観光用漁船の整備、資材指導員の配置など ・IT機能の高度化(資器材等の整備への支援)	
		財産の保全・秩序維持	・漁業者が従前から沿岸域にかけて監視することによって公益財産の保全や社会的、法的秩序の維持が図られるが、すべての地域で支援体制、装備が十分に整備されていない。 ・漁業者、管理者による周知や注意のための看板の設置や巡回の措置が執られているが、取組は限定的。	◎	・監視活動への支援 ・監視資器材を整備する際の支援	
	生態系を保全する機能	藻場、干潟、浅場、サンゴ礁等の生態環境の保全・改善機能	一部地域で ・漁業者が漁業の傍らに藻場、干潟、浅場、サンゴ礁等を保全 ・NPO、地域住民のボランティアによる保全活動 ・人工産卵場、育成場の整備 設置 に取り組み地域あり	◎	・幅広い周知のための広報活動への支援 ・取組機関等との連携支援	
		水産資源の増養種機能	・漁業者による河川、森林に対する環境保全活動 ・漁業者による樹林活動、ビークコミュニティなど漁業物の観察・環境教育・体験等への活用 に取り組み地域あり	◎	・藻場の設置、岩礁環境、柱石、ミノの移植、サンゴの移植、畜産生物の除去及び有効活用(培養成分の分析や食品化、サブド化などの研究、地肥などの活用)、浮遊・根積物の除去、モニタリングにかかる費用への支援 注) 藻場・生態系保全対策事業など公的な事業により一部地域にて取組が行われている。	
	自然環境を保全する役割	内水面の生態系の保全・改善機能	水産資源の増養種機能	・漁業者が漁業資源及び公益資源として種苗放流を実施 ・NPO、漁業者、小中学校等による種苗の放流(漁業資源となるもの含む) が一部地域で実施 ・海洋環境・生態系変化に関する情報収集・公開(モニタリング、報告)	◎	・漁業資源種ではなく、広く国民に利用される(他先種除く)魚介類の放流への支援 ・漁業資源種であっても、保全している藻場や干潟の機能を発揮するために必要な放流への支援 ・海洋環境・生態系変化に関する情報収集・公開(モニタリング、報告)
			水産資源の増養種機能	・漁業者、近隣住民等による清掃活動 ・漁業者が生産する地域住民、NGO、自治体と一体となった流域管理活動が一部地域で実施	◎	・河川清掃にかかわる費用への支援

<p>海洋環境への負荷を軽減する機能</p>	<p>漁業者が分群性の網や赤などの漁具や浮網にやさしい漁具等を個人で購入（支援はほとんどなされていない。）</p>	<p>◎</p>	<p>環境にやさしい素材の導入、普及支援（環境保全型漁業への転換促進）</p>
<p>海洋汚染へ対応する機能</p>	<p>災害防止活動については以下の仕組みで実施されている。 原因者が判明している場合は原因者に請求 原因者が判明していない場合は（財）漁七省環境美化・油濁対策機構に請求 ①漁場油濁復元事業・漁業被害について経済金を支給。 ②防除・清掃事業・油の防除に要する費用及び汚染漁具の清掃に要する費用を支弁。</p>	<p>○</p>	<p>注)全国的な体制整備が図られている。</p>
<p>海の汚染防止</p>	<p>油防除活動に従事する者の多くは漁業関係者であるが、ほぼボランティアによる活動である。</p>	<p>◎</p>	<p>・油の防除にかかるとかかる費用への支援 ・防除訓練にかかる費用への支援</p>
<p>海域及び沿岸地域の環境を保全・回復する機能 (漂流、漁獲物、堆積物を処理する機能)</p>	<p>原因者が特定出来るものについては原因者が原則処理(家庭ゴミ、漁業系資材等産業廃棄物)を行っている。</p>	<p>○</p>	<p>注)家庭ゴミの処理(一般廃棄物)、漁業系資材(産業廃棄物)の処理及び処理場等は全国の市町村等の地方自治体が行っている。</p>
<p>教育と啓蒙の機能(小中学生、高校・大学生に対する環境教育、体験教育の提供。広く社会人に水産・海洋に関する知識と情報を提供)</p>	<p>・多くのゴミは原因者が特定出来ず残れ残れした者の漁業者、住民等による処理が行われている。(処理費用は持ち出し、市町村によっては、処理費用への助成や、通常のゴミ処理と同様の手順(収集日に回収)で処理しているところもある。)</p>	<p>◎</p>	<p>・ゴミの収集、処理費用への支援</p>
<p>教育・交流・保護</p>	<p>・修学旅行、臨海学校等の学校行事に体験学習を盛り込んでいる ・漁業者、観光業者のイベント等に体験学習を実施 (いずれも保護費など実費相当の費用弁償はあると思われるが、指導員、提供食料等への支援はない模様) ・環境・学習等の環境保全活動(体験活動や交流をとした自然環境保全への理解促進)</p>	<p>○</p>	<p>・修学旅行等、学校教育の受け入れ体制構築に関する支援 ・環境教育、漁業・漁村体験等のための教材作成支援 ・受け入れ指導員育成への支援 ・施設利用料への支援 ・食料等提供費用への支援 ・受け入れ、送り出し双方の応援の促進と啓蒙 注)教育に関する体験学習等については、全国で取組が行われつつある。</p>
<p>3 居住や交流の場の提供</p>	<p>一部地域にて先進的に取組が行われている地域があるものの、全体的にみても取組まれていない。</p>	<p>◎</p>	<p>・漁村地域の受け入れ体制構築に関する支援(漁協や観光協会との連携促進、一元化窓口、情報発信、地元コーディネート機能、人材の育成等)に対する支援</p>
<p>教育・交流・保護</p>	<p>・漁業者、行政、観光協会、旅行会社等による一般の方とのふれあひ活動の提供 ・漁村地域の受け入れ体制構築(コーディネート機能、組織)に向けた活動(漁協や観光協会との連携促進、一元化窓口、情報発信、地元コーディネート機能、人材の育成等)</p>	<p>◎</p>	<p>・漁村地域の受け入れ体制構築に関する支援(漁協や観光協会との連携促進、一元化窓口、情報発信、地元コーディネート機能、人材の育成等)</p>
<p>教育・交流・保護</p>	<p>・全国的なイベントに加え、各地で漁業普及、漁業教育等の活動が進められているものの体系的な広がりがないことや多くの地域で持ち出しに実施活動する団体は、漁業者、漁協女性部、市場組織、生協、教育関係機関、自治体など様々。活動の場も水産・漁村地域、学校、量販店、市場など多岐にわたる。</p>	<p>◎</p>	<p>・教育現場で食育普及を実施する際の活動支援 ・生産者・流通・加工業者が連携する普及活動への支援 ・学校給食の管理栄養士・調理師への普及・啓蒙活動 ・食料等提供費用への支援 ・朝市や漁祭り等のイベント立ち上げ支援 ・食文化の継承と普及への支援</p>
<p>文化の継承</p>	<p>・漁村の伝統行事の保存活動、体験活動の提供 ・漁村・漁業の伝統的業務の維持活動への支援</p>	<p>◎</p>	<p>・漁業からある漁業民泊の再生支援(漁村のコミュニティで受け入れる様な仕組み作り)</p>
<p>文化の継承</p>	<p>・漁村・漁業の伝統的業務の維持活動への支援 ・漁村・漁業の伝統的業務の維持活動への支援</p>	<p>◎</p>	<p>・漁業からある漁業民泊の再生支援(漁村のコミュニティで受け入れる様な仕組み作り)</p>
<p>文化の継承</p>	<p>・漁村・漁業の伝統的業務の維持活動への支援 ・漁村・漁業の伝統的業務の維持活動への支援</p>	<p>○</p>	<p>・漁業からある漁業民泊の再生支援(漁村のコミュニティで受け入れる様な仕組み作り)</p>

注1)水産部・漁村の多面的機能の1から3の項目は、日本水産会調査報告書より引用  
注2)当該調査の作成にあたっては、各調査員からの意見に基づき、記載したものと異なる  
注3)居住や交流の場の提供の緊急性を要する事項等の記載は、自ら地域資源の価値を見だし、外部者との交流を通して再評価することにより漁村の多面的機能が効率よく発揮されるという考えから記載

水産業・漁村の多面的機能について取りまとめた事項を項目毎に記載する。

## 1. 国民の生命・財産の保全

当該項目については、国民の生命や財産を保全するための機能を以下に示す。検討会において各委員より意見のあった項目がいくつかある。

### 1-1 「国境としての海域を監視する機能」

現在、我が国の海上においては、海上保安庁の巡視船艇による巡視、漁業者が漁業の傍ら、不審船や不審物の情報を提供していること、航行船舶やプレジャーボートなどからの情報提供などが行われている。また、陸上では、地元住民が居住することで、常に監視の目が注がれている。このような現状にあって、国境の監視という多面的機能はこれからも継続的に行われる必要があるが、監視を日常的に行っている漁業者、漁村集落の住民が減少することによって監視が行き届かなくなる可能性が想定される。従って、これらの監視を継続するために必要な支援として、不審船や不審物を発見した場合の行動に関する訓練を行う際の支援、不審船・物を発見した際に、通報体制が取れるような無線機器類の整備への支援、さらには、実際に監視を行おうとする者への支援といったものが必要（重要）であると考えられる。

### 1-2 海難救助機能

海難救助機能には、1) 直接救助機能（救助を行う体制）、2) 間接救助機能（救助までの体制）がある。

#### 1-2-1 直接救助機能

現在、我が国の海難救助の体制については、公益財団法人日本水難救済会が行う救助活動及び以下の仕組みによって全国で実施されている。

##### ① 公益財団法人日本水難救済会による活動

全国1,267カ所の救難所・支所に所属しているボランティア救助員約5万4千人（漁業や会社員など）によるボランティアベースでの救助活動が行われており、明治22年の設立以来、救助人員は194,878名、救助船舶は39,278隻を数え、全国規模での取組が行われている。救難所員は海難救助要請の情報を入手した場合、昼夜を問わず直ちに救助に出動し、その範囲は、海上での人や船の遭難、海浜や岸壁での人の事故等、遭難の形態は様々で、また、救助対象も一般船舶・漁船・ヨット・磯釣りなど広範囲の救助活動が行われている。

##### ② 漁業者による救助活動

日本水難救済会の会員以外の漁業者においても、海難の発生時には、同じ海で活動する者を救助するため、シーマンシップに則り、漁業者は漁を取りやめ現場に急行し、多くの人命を救助している。

これらのことから、海難救助にかかる全国的な体制は整備されており、体制整

備への支援は中長期的には必要ではあるが、緊急性を有するものではないと考えられる。

#### 1-2-2 間接救助機能

1-2-1に基づく、救助を行う体制は整備されているものの、その体制はボランティアによって形成されていることから、救助は自身の船舶及び、自身の装備で行わざるを得ない状況にある。そのため、海難救助を効果的に行うための支援は緊急度が高いものという認識で一致したところである。そのための支援内容は、訓練を行う際の支援、救助を行う際に僚船と連絡したり、陸と連絡をしたりするための無線機器類の整備にかかる支援、船内もしくは陸上に救助に必要な備品を備えておくこと等が必要であると考えられる。

#### 1-3 沿岸域社会の防災・減災機能

沿岸域においては、漁村、集落が存在することで、防災・減災機能を発揮している。具体的には、各種自然災害から地域住民及びその財産を守る機能である。その機能の内容及び課題は以下のとおりである。

##### 1) 各種自然災害から地域住民、その財産、来訪者を守る機能

当該機能については、漁業者を中心とした住民が居住していなければ、その場所に避難路や避難場所が確保されず、漁業者以外の住民に危害が及ぶばかりか、海岸の自然や風景などを見に訪れた来訪者が万が一災害に遭遇した場合、漁業者を中心とした住民による避難のための指示や誘導が行われない。漁協の施設や、漁港等の施設を活用した情報収集や避難指示、避難場所の確保がなされなければ、住民はもとより、来訪者たる国民を危険にさらしてしまう。そのことから、避難のための施設及び備品の設置や、避難のための標識の設置などは緊急性を有する事項であり、これらの支援が必要であると考えられる。

##### 2) 各種自然災害から住民、財産を守る機能

背景は上記と同様であり、そのための避難路の設置、避難のための施設が一部整備されているものの、すべてを満足するものではない。については、中長期的な対応にて、避難場所や避難路の設置に支援を行い各種災害から貴重な生命、財産を守る必要があると考えられる。

#### 1-4 戦略的海洋権益の確保

この機能は、漁業者が無人島などの領海、200海里水域で行う魚類採捕、養殖、藻場形成、観光漁業などの活動を行うことで我が国の水産資源、海底資源などの海洋権益の確保が図られているという機能である。普段利用している水域での活動そのものが当該海域における既得権益であるとともに放棄した海域ではないということを示すことにより、その権益が図られる機能である。

そのため、これら権益の確保は緊急性を有する事項として、漁業者が活動において権益を確保することによる財政的な支援、多くの者が利用することで、常時権益を保てるような観光用の漁船への建造補助や、旅客船誘致のための支援、観光漁業やそのための育成指導員の配置、権益を守るために監視資器材を整備する際の支援が必要と考えられる。

#### 1-5 財産の保全・秩序維持

当該この機能については、国民の共通の財産である水産資源の保全、漁場における秩序の維持を図り監視する機能である。その内容及び課題は以下のとおりである。

##### 1) 監視機能（緊急性を要する機能）

漁業者が沿岸域を監視することによって、水産資源等の公益財産の保全や社会的、法的秩序の維持が図られるという機能があるが、当該機能は我が国のすべての地域で支援体制や、活動のための装備が十分に整備されていないことが明らかであり、緊急性を要する事項として、監視活動への支援及び監視資器材を整備する際の支援は必要と考えられる。

##### 2) 監視機能（中長期的な機能）

上記事項と同様の機能であるが、一部の漁港などにおいて管理者、漁業者などが公益財産の保全を周知するために看板の設置や巡回の措置を講じているものの、幅広い周知のための広報活動や、取締機関等との連携が中長期的な課題として支援することが必要と考えられる。

#### 2 自然環境を保全する役割

日本学術会議の答申では、水産業と漁村の環境保全機能を、海洋生態系及び海洋環境が自然に発揮している機能から区別することが困難であることが示されている。水産業が本質的な役割を担うことによって果たしている機能もあれば、水産業が自然系の機能を高めている場合もある。ここでは、我が国の水産業と漁村社会が、水産資源という対象に働きかける過程で、海洋生態系などへの目的意識的に自然環境の保全に貢献している活動に対し、支援を強める必要があるのではないかとの課題認識のもと、1) 生態系を保全する機能、2) 海の汚染を防止する機能、の二つに分類し検討を行った。

##### 2-1 生態系を保全する機能

生態系を保全する機能は実に様々だが、以下の二つの項目について現状を把握し、支援策を検討した。

##### 2-1-1 藻場、干潟、浅場、サンゴ礁珊瑚等の生息環境の保全・改善機能 漁業者が漁業の傍らに藻場、干潟、浅場、サンゴ礁等を保全する活動を行

っている。また、NPO、地域住民等のボランティアによる保全活動が各地で営まれており、また、人工産卵場・育成場の設置なども進められている。こうした一連の活動は、漁業生産力を高めるとともに、資源の保全や生態系の改善としても重要な役割を果たしている。一部だが、環境・生態系保全対策事業など公的な事業により支援を受けているものもある。

しかし、公的な支援を受けている割合は小さく、活動を担う漁業者の減少や高齢化が進んでいる。また、支援を続けてきた自治体の予算上の制約、漁協を含む漁業者組織などの弱体化もあって、活動としての制約も大きい。

本検討会では、こうした現状を踏まえ、多面的機能のなかで最も重要な役割を果たすこの分野の活動を、緊急性を要する事項と位置づけた。

公的な機関の支援が必要と思われる活動は、母藻の設置、岩盤清掃、耕耘、ヨシの移植、サンゴの移植、食害生物の除去及び有効活用(栄養成分の分析や食品化、サプリ化などの研究、堆肥などへの活用)、浮遊・堆積物の除去等、多岐にわたる。環境・生態系保全対策事業にもとづく活動をいっそう広めるとともに、カバーしきれていない分野に目を向けることが重要である。また、藻場、干潟、浅場、サンゴ礁等の状況について、漁業者を中心にしたモニタリング活動が盛んであるが、これに対する費用支援を行い毎年着実に実施されることが有効である。モニタリングは、漁業生産の持続性に必要なばかりか、生態系保全活動の進捗状況を確認するためにも不可欠である。

## 2-1-2 流域における保全活動

漁業者にとっては、海域環境を保全することが最も重要であることは言うまでもないが、陸域と海域を一体的に捉えて管理しなければならないという認識が広がっている。しかし、流域上流では、森林及び耕作地の持続的な管理が条件不利地ではその担い手が減少により不十分になってきている。一方、都市部への人口集中等によって、河川がゴミなどの廃棄物や、汚染物質によって汚されている。水産業による持続的資源利用が脅かされるばかりか、沿岸域、流域全体の環境を悪化させている。

漁業者、漁協、漁協女性部・青年部、NPO等様々な地域住民組織の中には、「森は海の恋人」のキャッチフレーズに象徴されるように、海域環境を守り、流域の環境・生態系を保全するための活動に取り組む動きが広まっている。漁業者の中には、漁業者自らが河川清掃に取り組み、地域住民とともに植林に励んでいるところがある。また、河川流域の管理を一体的に取り組むための、交流活動も各地で行われている。河口域では、ビーチコーミングなど、漂着物の観察やクリーニングを通じて、環境教育・体験等を実施している地域もある。

なお、各地における活動の取組が広がっている状況を踏まえ、河川流域における保全活動については、緊急性を要する事項と考えられる。

公的な機関の支援が必要な内容は、海洋の自然や漁業・海の暮らしにふれあう体験機会の提供に関する支援と共通するものがある。関連する施設の整

備・設置に係る支援、流域における植林活動への支援等が必要であると考えられる。なお、植林活動への支援は一部地域で実施されている。

### 2-1-3 水産資源の増養殖機能

水産資源の増養殖機能については、漁業者や公的機関が中心になって広く取り組んできた機能である。ただ、多面的機能として扱う活動は、漁業者が、公益資源として種苗放流を実施し、水産資源の増養殖に努めているものである。漁業者の他には、NPO、遊漁者、小中学校等による種苗の放流もある。しかし、海洋環境や生態系の変化に関する情報収集・公開が不十分であり、公益資源としての水産資源の増養殖に対する理解はまだ広くは浸透していない。

本検討会では、水産資源の増養殖に関する事項を、緊急性を要すると判断した。公的な機関の支援が必要なのは、漁業資源種ではなく、広く国民に利用される地先種を除く魚介類の放流支援である。また、漁業資源種であっても、保全している藻場や干潟の機能を発揮するために必要な種の放流への支援である。放流活動と合わせて、対象資源の動向はもとより、海洋環境や生態系の変化に関するモニタリング活動への支援、得られた情報の分析・公開への支援も必要である。

### 2-1-4 内水面の生態系の保全・改善機能

#### 1) 内水面の環境保全、清掃活動

内水面を対象に、漁業者、近隣住民等による清掃活動が行われている。漁業者が主導する地域住民、NGO、自治体が一体となった流域管理活動に取り組む地域が増えている。

なお、本活動は、2-1-2と関連づけると、緊急性を要する事項と考えられる。公的な機関の支援の主なものは、河川清掃にかかる費用への支援である。

#### 2) 内水面の生態系の保全・改善

内水面においては、内水面漁業協同組合に参加する組合員による漁場の整備、人工産卵場・育成場の整備等が実施されている。組合員には、漁業権が賦与される一方で、漁業権魚種の放流による増殖義務が課せられている。その増殖経費の一部は、遊漁者からの遊漁料収入でまかなわれている。

現状では、漁業者の漁業権行使料、遊漁者からの遊漁料収入等によって適切に管理されているため、本検討会では、該当項目については中期・長期的に対応する事項と判断した。なお、内水面漁業者が取り組む内水面の生態系の保全・改善の活動の実態を、国民に対して理解を深めてもらうような広報活動が求められる。

### 2-2 海の汚染防止

海の汚染を防止することは、自然環境を保全するために必要な事項である。そ

のための機能としては、海洋環境への負荷を軽減する機能や海洋汚染に対応する機能、海域及び沿岸域の環境を保全・回復する機能がある。それぞれの機能の内容及び課題は以下のとおりである。

#### 2-2-1 海洋環境への負荷を軽減する機能

海面、内水面に限らず、漁業者等が使用する漁具や魚を水揚げ及び出荷する際に使用する魚箱については、従来より、その機能性、経済性を重要視して作られてきた。その素材は、安価で大量に生産できるものや、持ち運びに便利な様に工夫されてきたものである。

昨今、これらの製品が海洋の環境へ影響を及ぼす可能性もあるという指摘もあり、メーカーは環境に配慮した漁具等の開発を行ってきている。しかし、環境に配慮した製品は、安価で大量に製造出来るものではないことから広く普及が進んでいない現状である。このため、当該機能を緊急性を要する事項とした上で、海の汚染を防止する観点から、環境にやさしい素材を導入する活動や、これらを普及するために行う活動に対し支援を行う必要があると考えられる。

#### 2-2-2 海洋汚染へ対応する機能

##### 1) 海洋汚染へ対応する機能（中長期的な機能）

自然環境に深刻な影響を及ぼす海洋汚染として、船舶、施設からの油の漏洩が挙げられる。

現在、我が国の油汚染への対処の仕組みは、原因者が判明している場合については、防除費用は原因者が負担することとなっている。一方、原因者が判明していない場合には、財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構に請求ができ、同機構には漁業被害について救済金を支給する漁場油濁被害救済事業並びに、油の防除に要する費用及び汚染漁場の清掃に要する費用を支弁する防除・清掃事業の2つの仕組みが存在する。これらの仕組みは全国を対象に体制が整備されていることから、中・長期的に対応すべき事項として今回は支援の対象にはしないと考えられる。

##### 2) 海洋汚染へ対応する機能（緊急性を要する機能）

一方、油防除活動に従事する者の多くは漁業関係者であるが、これらの者に対する活動費への支弁はなされておらず、ほぼボランティアとしての活動となっている。これらの現状を踏まえ、備品の準備や、油の防除が効率的、効果的に行われるために必要な事項への支援は緊急性があるものとして、油の防除にかかる資材購入や防除のための訓練を行うことへの活動に対する支援が必要であると考えられる。

#### 2-2-3 海域及び沿岸域の環境を保全・回復する機能（漂流、漂着物・堆積物処理）

海域及び沿岸域の環境を保全・回復する機能として、漂流、漂着物・堆積物を



処理することが挙げられる。

その処理にあたっては、①原因者が特定出来るもの、②原因者が特定出来ないもの、の2つの状況が考えられる。

#### 1) 海域及び沿岸域の環境を保全・回復する機能（原因者が特定出来るもの）

当該事項については、原則として原因者が処理を行っている。原因者が処理するというのは、家庭ゴミであればその住民が一般廃棄物として決まった曜日、集積場所に出すことによって、市町村が収集、処理を行っていること、漁業系廃棄物については産業廃棄物として産業廃棄物の処理場へ持ち込むもしくは、市町村による収集によって処理が行われている。これらの仕組みは全国で取り入れられている事項であるため、中長期的な対応が必要であるものの、現時点では支援の対象にはするまでもないと考えられる。

#### 2) 海域及び沿岸域の環境を保全・回復する機能（原因者が特定出来ないもの）

原因者が特定出来ない漂流物、漂着物の処理については、流れ着いた先の漁業者、住民、ボランティアによる処理が行われている。処理費用については市町村の協力によって、通常のゴミ処理と同様の手順でその処理に支援しているところがあるものの、産業廃棄物処理場等へ持ち込んだ場合の処理費用は持ち込んだ者の持ち出しというところが多い。

自然環境を保全するためには、原因者が特定出来ないゴミの処理についても、そのままにしておけば海域及び沿岸域の環境に影響を及ぼすものであることから、この機能は緊急に取り組むべき事項であり、また、課題として、ゴミの収集費用やゴミの処理への支援が必要であると考えられる。

### 3. 居住や交流の場の提供

居住や交流の場の提供は、水産業・漁村がもつ様々な多面的機能のなかでも、関心が高まっている項目である。特に、水産業・漁村がもつ地域資源を活用して、都市住民との交流を促進することにより、新しいビジネスの機会が創出されるとともに、水産業・漁村がもつ多面的価値が広く国民の間に認識される。この機能については、1) 教育・交流・保養、2) 文化の継承、の二つの項目にわけて意見交換をはかった。議論するなかで、自ら地域資源の価値を見だし、外部者との交流を通して再評価する漁業者、漁村住民が増えていると考えられる。

#### 3-1 教育・交流・保養

この項目では、教育と啓発の機能、海洋の自然や漁業・海の暮らしに触れあう体験機会の提供、の二つの小項目を設定した。

##### 3-1-1 教育と啓発の機能

水産業・漁村がもつ教育と啓発の機能は、小中学生、高校、大学生に対する環境教育、体験教育の提供に留まらず、広く社会人に水産、海洋に関する知識と情

操を提供している。小中学校では、修学旅行、臨海学校等の学校行事に体験学習を盛り込んでいるのは周知の通りである。その教育内容も、単なる漁業体験に留まらず、漁村の文化や伝統、さらには生物多様性に関するものにまで広まっている。漁業者、観光業者は、イベントを企画・実施し、より良質な体験学習の機会を提供しようと努めている。また、藻場・干潟等の環境保全活動参加機会の提供も増えている。体験活動や交流をとした自然環境保全への理解促進が深まるなどの成果が確認されている。一方、検討会では、体験学習を担っている漁業者・地域住民などへの保険料など実費相当の費用弁償はあるが、決して十分ではないとの意見が述べられた。また、先進的に取組む地域があるものの、まだ全体的にみて取組は広がっていない。

ここでは、教育と啓発の機能は、中期・長期的に対応する事項として位置づけた。教育に関する体験学習等については、全国での取組が行われつつある。

公的な機関の支援が必要と思われるのは、1) 修学旅行等、学校教育の受け入れ体制構築に関する支援、2) 環境教育、漁業・漁村体験等のための教材作成支援、3) 受け入れ指導員育成への支援、4) 施設利用料への支援、5) 食材等提供費用への支援、6) 受入れ、送りだし双方の協働の促進と啓発、等である。

### 3-1-2 海洋の自然や漁業・海の暮らしにふれあう体験機会の提供

3-1-1の教育と啓発の機能と似ているが、水産業・漁村に対して期待されている観光的な側面に着目した機能である。漁業者、行政、観光協会、旅行会社等によって、都市住民等とのふれあう機会を提供することが期待されている。特に、水産業・漁村が自らの価値を見だし、主体的に受け入れ体制を構築する動きがでてきている。着地型ツーリズムは漁村社会でも広がりを見せつつあるし、地域資源の新しい活用策としても期待されている。漁協や観光協会の連携促進、市場との流通の一元的窓口、情報発信、地域コーディネート機能・人材の育成等が重要な課題になっている。しかし、先進的に受入体制を構築して活動に取り組む地域はまだ多くはない。

なお、海洋の自然や漁業・海の暮らしにふれあう体験機会の提供に関する支援については、緊急性を要する事項と判断される。地域の実情や取組の進捗状況にあわせて、多彩な支援活動があることが想定される。

公的な機関の支援が必要と思われる事項としては、漁村着地側の受け入れ体制構築に関する支援、市場との関係作りのための体験型旅行商品流通の仕組みづくり、漁村の宿泊・滞在環境整備への支援、漁家民宿の再生支援、漁業者との連携による体験漁場の提供支援、受入れ・送りだし双方の協働の促進と啓発、朝市や漁港祭り等のイベント立ち上げ支援、等である。3-1-1と共通するものもある。漁村コミュニティでは、受け入れるための仕組み作りが大切であり、その確立に向けた総合的な支援が必要である。また、宿泊等に関する規制緩和も不可欠であると考えられる。

### 3-2 文化の継承

我が国の漁村には、漁撈活動を基盤にした生産と生活に関わる独特の人間関係と、それを包含する社会関係が形成されてきた。漁村社会は様々な生産文化、生活文化を生み出してきた。水産業が厳しい環境におかれ、漁村社会の過疎化が進むなかで、改めて文化の継承の必要性が認識されている。文化の継承を全面的に扱うことはできなかったが、多面的機能を維持し、水産業・漁村社会を活性化する上で重要な、1) 魚食文化の継承と普及活動、2) 漁村文化の継承・景観の提供、について検討した。

### 3-2-1 魚食文化の継承と普及活動

日本学術会議の答申にあるように、漁村住民は水産物に関する多様な生活技術を発達させてきた。豊かな魚食文化は、日本人の食生活の基本ともいえるものになっている。しかし、昨今では、食の洋風化や食の外部化などが進み、消費者の魚離れが急速に進んでいる。このため、魚食文化の継承とその普及活動が、重要な多面的機能の一つであると考えられる。

全国的には魚食文化に関する様々なイベントが開催され、各地で魚食普及、魚食教育等の活動が進められている。活動する団体は、漁業者、漁協女性部・青年部、市場組織、生協、教育関係機関、自治体など様々である。活動の場も水産・漁村地域、学校、量販店、市場など多岐にわたる。このように、魚食普及等は大きな潮流になっている。しかし、魚食文化の継承や普及活動は必ずしも体系的ではなく、分散的で継続性に欠ける面がある。また、活動の多くは、地域の持ち出しによって維持されているのが実状である。

このような中、魚離れ現象の進行と魚食文化の衰退という現実を深刻に受けとめ、この機能については緊急性を要する事項であると判断される。

具体的な支援としては、教育現場で魚食普及を実施する際の活動支援、学校給食の管理栄養士・調理師への普及・啓蒙活動支援、生産者・流通・加工業者が連携する普及活動への支援、食材等提供費用への支援、朝市や漁港祭り等のイベント立ち上げ支援、伝統的魚食文化の再発見への支援等が重要であると考えられる。

### 3-2-2 漁村文化の継承・景観の提供

#### 1) 漁村の伝統的行事の保存活動

漁村の伝統行事の保存活動、体験機会の提供、漁港・漁村の伝統的景観の維持活動への支援、伝統漁法の保存活動などに取り組む地域がある。しかし、漁業就業者の減少と高齢化が進むなかで、保存活動にも限界がある。先進的な取組事例が報告されてはいるが、必ずしも体系的にはなっていない。

よって、漁村文化の継承・景観の提供に関する支援は、緊急性を要する事項と判断される。

支援が必要と思われる事項は、3-1-2で触れた支援内容と重なるものがあるが、漁村のコミュニティで受け入れるような仕組み作りと連携させた漁家民宿の再生支援、ふるさと交流漁村づくりのような地域的取組に向けた総合支援、宿泊等に関する規制緩和、受入れ、送りだし双方の協働の促進と啓発、などであ

る。

## 2) 漁村・漁港の伝統的景観の維持

漁村・漁港の伝統的景観の維持活動への支援については、既存の公的支援により一部地域で漁村、町並みの景観維持、文化財の指定などが行われている。また、漁業者、行政、観光協会、旅行会社等の取り組みによる都市住民及び地域住民に機会を提供しようという活動もある。ツアーとして伝統的漁村・漁港を訪れる場合には、宿泊費、活動にかかる費用、保険料などの費用負担はあるが、現地案内者等に支援があるかどうかは不明である。伝統的景観を守ろうとする先進的な活動はあるが、まだ広がりを見せていない。

この事項については中期・長期的に対応するものと判断し、景観の維持活動に対する支援、漁業者との連携による体験漁場の提供支援、受入れ、送りだし双方の協働の促進と啓発、漁村文化の伝承のための記録作成、守るべき文化財の指定及び維持のための支援、などが必要であると考えられる。

## 5. まとめ

### ① 多面的機能の現状

水産業・漁村の多面的機能は、地域で健全に水産業が営まれていることで、副次的に発揮されてきた機能である。しかし、近年は、高齢化や人口減少などによって、水産業が衰退し、漁村の過疎化等が進むなかで、その多面的機能の発揮に支障が生じている状況にある。

水産業・漁村が発揮している副次的機能は実に多種多様であり、また、機能がどのように発揮されているかは地域によって相違があるため、それらの機能を発揮させるための手法は、それぞれの地域の実情によって異なっている。このため、水産業・漁村が発揮している副次的機能の多面性と地域性を意識しつつ、施策としていかにひとつの枠組みのなかに組み込むかを検討した。

### ② 普及・啓発

残念ながら、普及・啓発が不足していることもあって、多くの国民の皆様には、水産業・漁村の持つ多面的機能について関心が薄く、まだ十分に理解していただいているとは思えない状況にある。

多面的機能そのものは、水産業がもつ食料供給という本来の役割を果たすことで発揮されてきたことや、本来の機能が損なわれると、多面的機能も損なわれて、国民全体が不利益を被ることについても、十分に理解されていないのが実状である。

委員からは、里地・里山のような今日一般化した言葉のイメージを例に挙げ、地域住民が守り伝える故郷として、また、都市住民が訪れ第二の故郷として親しむような“里海”などの分かりやすく親しまれるキーワードを用い、普及・啓発

を推進していく必要性があることの提案もあった。

### ③支援の仕方

多面的機能を発揮する支援の仕方については、例えば、地域の創意工夫を促し、その対価に支援をする手法（直接支払い方式）がある一方、具体的な活動を行う事で、その活動費へ支援するという手法（活動費補助）など、支援の仕方は多様である。また、活動に伴って必要な一部機材への支援も含めるべきである。

地域での取り組みにあたっては、地域全体で取り組むことによる多面的機能発揮の面的な相乗効果を期するとともに、公的支援の効果の最大化を図っていくべきであり、そのためには、公的支援は国によって広域的に行われるべきである。

これらのことを踏まえ、資料1として、水産業・漁村の多面的機能の、現況を整理し、その事項が緊急性を要するか、また、中長期的に対応するものであるのかという整理を行い、公的な機関の支援が必要と思われる項目を整理した。

多面的機能の発揮にあたって挙げた項目は多々あるが、現時点で何らかの支援措置が講じられているものや、支援の仕組みがすでに働いているという項目については、これらを今後も維持していくという観点から取りまとめた。したがって、これらの機能に支援が必要ではない、ということではない。

さらに、多面的機能発揮のために地域が行う、また漁業者等が行う活動すべてが公的な支援の対象とはなり得ない点も明らかである。資料2は、地元（漁業者・住民等）の自助努力に期待する事項、公的な支援を受ける前に自助努力が必要なこと、また、公的な支援にそぐわない事項について取りまとめとめたものである。こうした事項は、公的に支援すべき活動であると現時点では考えていないため、資料1には含めていない。

### ④取組にあたり

地域で多面的機能発揮のための取り組みを円滑に推進していくためには、漁業活動の主体であり、漁村地域活動の中核でもある漁業協同組合の関与が取組内容に応じて必要となってくるとの指摘もあった。

漁村の地域資源は、漁業に関するもの、自然・景観に関するもの、海洋性レクリエーションに関するもの、漁村の文化・伝統等に関するもの、再生可能エネルギーに関するもの等々多岐に亘る。多面的機能を効率的に発揮させるためには、これら資源活用が有効であるものの、限られた地域のみでしか取組まれていない。ただ、なかには地域資源を活かした事例もある。その活用事例は本報告書にも添付している。

また、これら地域資源を利用し、多面的機能を効率的かつ、効果的に発揮するためには、一つの省庁の枠に収まることなく、関係省庁が密接に連携して取組み

を行う必要があることと併せ、地域の実態に応じ、産官学連携による取組が推進される必要がある。

#### ⑥ まとめ

いずれにせよ、多面的機能にかかる支援策がとられず、現状のまま推移していけば、水産業を支える漁村の人口の減少、高齢化は一層進展し、多面的機能の発揮に重大な支障が生じることはもとより、漁村地域の衰退、地域コミュニティの崩壊から、地域資源が活かされることなく放置され、地域の活力が無くなることが懸念される。

このため、多面的機能にかかるその受益は漁業者、漁村にとどまらず、国民全体の利益であることを改めて認識し、そのための支援策を早急に講ずるべきと提言し、当該検討会のまとめとする。

以上